

○ 石川県警察犯罪被害者等給付金裁定事務取扱いに関する訓令

〔昭和58年12月27日〕
石川県警察本部訓令第16号

改正 平成19年2月7日石川県警察本部訓令第2号
平成20年6月26日石川県警察本部訓令第9号
平成26年5月22日石川県警察本部訓令第14号
平成28年3月25日石川県警察本部訓令第12号
令和3年5月14日石川県警察本部訓令第13号
令和5年9月8日石川県警察本部訓令第20号

目次

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 削除
- 第3章 裁定申請等の受付（第11条・第12条）
- 第4章 裁定のための調査等（第13条－第16条）
- 第5章 給付金の裁定等（第17条－第19条）
- 第6章 報告等（第20条－第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）に基づき石川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う裁定に関する事務（以下「裁定事務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第2条 裁定事務の取扱いについては、法、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令（昭和55年政令第287号）、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和55年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）等に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(取扱上の心構え)

第3条 警察職員は、犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者の心情及びその立場を十分に理解するとともに、裁定事務が適正かつ迅速に行われるように配慮しなければならない。

(取扱責任者の指定)

第4条 裁定事務は、警務部県民支援相談課及び警察署において行い、それぞれ次の者を取扱責任者を指定する。

- (1) 県民支援相談課被害者支援室長（以下「被害者支援室長」という。）
- (2) 警察署の副署長

(取扱責任者の任務)

第5条 取扱責任者の任務は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪被害に係る事案についての関係所属との連携に関すること。
- (2) 裁定のための調査等に関すること。
- (3) 法第10条第1項及び規則第16条から第18条の規定による裁定申請又は規則第19条の規定による損害賠償を受けた旨の届出の受付に関すること。
- (4) 申請者に対する教示及び通知に関すること。
- (5) その他裁定事務の処理に関すること。

第2章 削除

第6条から第10条まで 削除

第3章 裁定申請等の受付

(裁定申請の受付)

第11条 県民支援相談課長及び警察署長は、法第10条第1項の規定による裁定の申請があったときは、これを受け付けるものとする。ただし、申請書に不備があった場合には、申請を受け付けた上で、申請者に対して十分な教示を行い、申請書の補正を求め、その経過を報告書で明らかにしておくものとする。

2 県民支援相談課長及び警察署長は、申請書を受け付けるに当たっては、県民支援相談課長の管理する一連の受付番号を付するものとする。

3 警察署長は、第1項の規定により受け付けた申請書及び添付書類を遺族・重傷病・障害給付金支給裁定申請受付報告書（様式第1号）により、直ちに県民支援相談課長に送付しなければならない。

(損害賠償受領届出の受付)

第12条 県民支援相談課長及び警察署長は、規則第19条の規定に基づき、申請者か

ら損害賠償を受けた旨の届出があったときは、当該届出の内容を確認の上、これを受け付けるものとする。

- 2 警察署長は、前項の届出を受け付けたときは、損害賠償届出報告書（様式第2号）により速やかに県民支援相談課長に送付しなければならない。

第4章 裁定のための調査等

（調査等）

第13条 県民支援相談課長は、裁定の申請があった事案について、法第13条第1項及び第2項の規定による調査等を行うものとする。

（調査等の要領）

第14条 前条の調査等を行うに当たっては、裁定のために必要と認められる調査事項、調査先及び調査方法を十分に検討して行わなければならない。

- 2 法第13条第2項の規定に基づき、犯罪捜査の権限のある機関その他の公務所又は公私の団体に照会するときは、書面により行うものとする。

（照会に対する措置）

第15条 警察本部関係所属長及び警察署長は、他の都道府県公安委員会から犯罪被害給付関係事項の照会を受けたときは、速やかに所要の調査等を行い、書面により回答するものとする。

- 2 警察本部関係所属長及び警察署長は、前項の回答を行う場合は、県民支援相談課長及び事件主管課長と協議するものとする。

（裁定申請却下）

第16条 県民支援相談課長は、申請者に法第13条第3項の規定に該当する事由があると認めるときは、犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書（規則様式第5号）の案を作成し、これを公安委員会に提出しなければならない。

- 2 県民支援相談課長は、法第13条第3項によってその申請が却下されたときは、速やかに犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書により、その内容を申請者に通知しなければならない。

第5章 給付金の裁定等

（裁定原案の作成）

第17条 県民支援相談課長は、裁定に必要な資料が整ったと認めるときは、必要に応じて事件主管課長又は関係警察署長（以下「事件主管課長等」という。）と協議の上、裁定原案として検討票及び犯罪被害者等給付金支給裁定通知書（規則様式第4号）その他必要な書類を作成し、これを公安委員会に提出しなければなら

ない。

(仮給付金決定原案の作成)

第18条 県民支援相談課長は、申請者に対して仮給付金を支給することが適当であると認めるときは、必要に応じて事件主管課長等と協議の上、仮給付金決定原案として検討票及び仮給付金支給決定通知書（規則様式第6号）その他必要な書類を作成し、これを公安委員会に提出しなければならない。

(申請者に対する通知)

第19条 県民支援相談課長は、犯罪被害者等給付金の支給に関する裁定が行われたとき又は仮給付金を支給する旨の決定が行われたときは、速やかに犯罪被害者等給付金支給裁定通知書又は仮給付金支給決定通知書により、その内容を申請者に通知しなければならない。

第6章 報告等

(警察庁に対する報告)

第20条 県民支援相談課長は、裁定事務に関する書類に必要な資料を添え、警察庁長官官房に報告するものとする。

(審査請求の取扱い)

第21条 国家公安委員会に対する審査請求及び公安委員会に対する審査請求の取扱いは、次により措置するものとする。

- (1) 国家公安委員会に対する審査請求が公安委員会に提出された場合は、これを速やかに国家公安委員会（警察庁長官官房経由）に送付すること。
- (2) 公安委員会に対する審査請求は、裁定申請手続に準じて取り扱うほか、石川県警察審査請求手続規則（平成28年石川県公安委員会規則第8号）により処理すること。
- (3) 県民支援相談課長は、前項の審査請求があったときは、審査請求事案報告書を作成し、速やかに国家公安委員会（警察庁長官官房経由）に報告することとし、事案の処理を終結したときも同様とする。

(処理簿)

第22条 県民支援相談課長は、裁定事務の処理経過を明らかにするため、処理簿を備え付けるものとする。

(文書の保存期間)

第23条 県民支援相談課長又は警察署長は、裁定事務に関する書類を当該犯罪被害の発生した日から7年間保存するものとする。

附 則

この訓令は、昭和59年1月1日から施行する。

附 則（平成19年2月7日警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成19年2月7日から施行する。

附 則（平成20年6月26日警察本部訓令第9号）

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成26年5月22日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成26年5月22日から施行する。

附 則（平成28年3月25日警察本部訓令第12号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月14日警察本部訓令第13号）

この訓令は、令和3年5月14日から施行する。

附 則（令和5年9月8日警察本部訓令第20号）

この訓令は、令和5年9月8日から施行する。

様式第1号（第11条関係）

第 年 月 日 号

遺族
重傷病 給付金支給裁定申請受付報告書
障害

石川県公安委員会 殿

警察署長

住所 遺族
氏名 による 重傷病 給付金の支給にかかる
障害

申請を、下記のとおり受け付けましたので報告します。

記

- 1 受付年月日 年 月 日
- 2 受付番号 第 号
- 3 添付資料

資料名	部数

第 年 月 日

損害賠償届出報告書

石川県公安委員会 殿

警察署長

年 月 日付けで犯罪被害者等給付金（遺族・重傷病・障害）の支給
裁定を申請した から別添のとおり損害賠償を受けたこと
の届出がありましたので報告します。

記

1 届出年月日

年 月 日

2 損害賠償を受けた者の住所、氏名、被害者との続柄

住所

氏名

続柄

3 損害賠償をした者の住所、氏名、職業、加害者との関係

住所

氏名

職業

加害者との関係

4 損害賠償を受けた年月日

年 月 日

5 受領した損害賠償額及びその内訳

6 その他